

利用料金（目安）

※令和 6 年 8 月 1 日～

※利用料の 1 割の額が利用者負担額となります。

実際の支払額は月々利用者負担上限月額までの金額となります。

利用者負担上限月額は世帯によって異なります。（利用者負担上限月額は通所受給者証に記載）

1 デイサービス太陽【定員 10 名】地域区分 5 級地 10.61 円

項目		種別・内容		単位	金額	1 割額
基本	生活介護サービス費	定員 6 人以上 10 人以下 (7 時間以上 8 時間未満)	区分 6	1,622 単位/日	17,210 円	1,721 円
			区分 5	1,213 単位/日	12,870 円	1,287 円
			区分 4	840 単位/日	8,913 円	891 円
			区分 3	752 単位/日	7,978 円	797 円
			区分 2 以下	685 単位/日	7,268 円	726 円
加算 (法令で定められた加算)	人員配置体制加算	サービス提供者の人員配置体制により加算	(I)	321 単位/日	3,406 円	240 円
			(II)	265 単位/日	2,812 円	281 円
			(III)	181 単位/日	1,921 円	192 円
	福祉職員配置加算	福祉の専門職を配置することにより加算	(I)	15 単位/日	160 円	16 円
			(II)	10 単位/日	107 円	10 円
			(III)	6 単位/日	64 円	6 円
	常勤看護職員配置等加算	看護職員の配置人数を乗じた単位数を加算	30 単位/日	319 円	31 円	
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	専門性を有する職員を配置した場合に加算	41 単位/日	435 円	44 円	
	初期加算	利用開始日から 30 日間のみ加算	30 単位/日	318 円	32 円	
	欠席時対応加算 (月 4 回を限度)	急病などにより予約していた利用を中止した場合の加算	94 単位/日	997 円	100 円	
	重度障害者支援加算	重度障害者に対する手厚い支援体制を整えることにより加算	(I)	50 単位/日	531 円	53 円
	重度障害者支援加算	①体制を整えた場合 ②支援を行った場合	(II)	①7 単位/日 ②180 単位/日	74 円 1,910 円	7 円 191 円
			(I)	48 単位/日	509 円	51 円
	リハビリテーション加算	理学療法士等が計画書を作成し、リハビリを実施した場合に加算	(II)	20 単位/日	212 円	21 円
			利用者負担上限管理加算	負担上限月額を超える場合に生ずる事務を行った場合に加算	150 単位/月	1,592 円
食事提供体制加算	食事提供のための体制を整えた場合に加算	30 単位/月	318 円	32 円		
送迎加算	送迎をした際の加算	(I)	21 単位/日	223 円	22 円	
		一定の条件を満	49 単位/日	520 円	52 円	

			たす場合			
			※同一敷地内	上記の単位×70%		
障害福祉サービスの体験利用 支援加算	体験的な利用支援を利用 した場合に加算	(I)	500 単位/回	5,305 円	531 円	
		(II)	250 単位/回	2,653 円	265 円	
入浴支援加算			80 単位/回	849 円	84 円	
喀痰吸引等実施加算			30 単位/回	319 円	31 円	
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉従事者への処遇改善 となる法令で定められた 加算	V (1)	月間合計単位数×0.07/月			

※上表の金額は小数点により誤差が生じる場合があります。

2 介護給付費対象外サービス利用料金

項 目		金 額
食費	障害者福祉サービス受給者証に食事提供体制加算該当の記載がある 場合、利用者負担額が一部助成されます。	650 円
おやつ代	18 歳以下は 60 円	110 円
ユーティリティークスト	水道光熱費（重症心身障害者・医療的ケアがある方は無料）	640 円
教養娯楽費	新聞、雑誌、その他レクリエーション費用等	実費
とろみ材	当施設で用意したとろみ材を使用した場合	50 円
おむつ使用料	当施設で用意したおむつを使用した場合	150 円
	当施設で用意した尿とりパッドを使用した場合	50 円
キャンセル料(利用者の病状の急変や急な入院等 の場合は、キャンセル料は請求しません)	3 日前までのご連絡の場合、キャンセル料は不要です。	
	3 日前までにご連絡がない場合、1 日あたりの利用料 50%を請求します。	

3 利用者負担に関する月額上限

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯又は中国残留邦人支援法に基づく支援給付受給世帯	0 円
低所得 1	市民税非課税世帯（障害者又は障害児の保護者の収入が年間 80 万円以下の方）	0 円
低所得 2	市民税非課税世帯（低所得 1 に該当しない方）	0 円
一般 1	市民税課税世帯（所得割 28 万円未満の障害児）	4,600 円
	市民税課税世帯（所得割 16 万円未満の障害者）	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円